平成２９年（フ）第２４２３号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号　アネックス木の国　706号
債務者　米盛江梨子（旧姓東田）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２８号
大阪府豊中市中桜塚２丁目21番16―205号
債務者　清水亜沙美
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４６３号
大阪府吹田市幸町１番４号（301）
債務者　齊木奈津子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８９号
大阪府八尾市神宮寺１丁目37番地
債務者　脇田　伸子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１８号
大阪府寝屋川市松屋町６番24号（603号）
債務者　畑中　博信
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５６１号
大阪府交野市倉治２丁目７番11号
債務者　佐久川三恵
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６３４号
大阪市西成区南津守７丁目14番７―307号、前住所大阪市住之江区南加賀屋４丁目18番34号
債務者　井上　綾子（旧姓知念）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６３５号
大阪市西成区南津守７丁目14番７―307号、前住所大阪市住之江区南加賀屋４丁目18番34号
債務者　井上あゆみ
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８号
福岡県飯塚市秋松943番地　ア・ラ・モード貴Ｂ202号（前住所　福岡県飯塚市楽市586番地４）
債務者　和田　崇文
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第５３号
福岡県飯塚市有安965番地１　県営有安団地４棟106号
債務者　小樋　景子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第５５号
福岡県飯塚市大日寺569番地１
債務者　小室あざみ
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３３０号
宮城県名取市美田園北12番地の１　市営住宅美田園北団地第６号
債務者　太田　義之
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４１３号
仙台市宮城野区福室３丁目２番30号　カノエ満月105
債務者　城　　香
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
宮城県柴田郡大河原町字南原町４番地４　ソレアード202号
債務者　鈴木　智喜
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第４４号
群馬県桐生市本町１丁目２番23号
債務者　鈴木　嘉司
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第５０号
群馬県桐生市菱町５丁目588番地の２
債務者　前原　孝弘
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第６４号
富山市四方758番地５
債務者　井本　榮子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
富山地方裁判所民事部